# 長崎県発注の建設工事における系列会社の同一入札への参加制限について

平成18年3月24日17監 第544号
平成21年3月26日20建企第863号
平成22年11月2日22建企第415号
最終改正 令和8年3月27日7建企第258号

1.実施事項

入札の適正さが阻害されるおそれがある一定の関係（資本的関係、人的関係）にある複数の者（「系列会社」）の同一入札への参加は認めないこととする。

同一入札に参加する複数の者（組合（共同企業体を含む。2.(3)において同じ。）にあってはその構成員）の関係が、2に掲げる系列会社の基準に該当する場合には、4に掲げる取り扱いを行うものとする。

2.系列会社の基準

以下の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合。

（1）資本的関係

以下のいずれかに該当する二者以上の場合。

① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合

②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（2）人的関係

以下のいずれかに該当する二者以上の場合。

ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1） 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2） 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3） 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合に

より業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（3）その他の入札の適正さが阻害されるおそれがある場合

①組合とその構成員が同一の入札に参加している場合。

②その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3. 公告等への記載

入札公告共通事項書に、「入札公告の日から落札決定の日までの間において、入札に参加する者の間に一定の系列関係がないこと」を競争参加資格要件として記載する。又、入札公告及び入札執行通知書に、同系列会社の基準に該当する複数の者のした入札は無効とする旨を記載することとし、入札に関する条件として明示するものとする。

4. 該当する場合の取り扱い

（1）競争参加資格の確認、競争参加資格不適格の決定及び、入札無効等に関する取扱い

事前審査型入札においては、一般競争入札実施要綱第12条第2項に基づく競争参加資格確認通知書により、競争参加資格がない旨の通知を行い、入札参加を規制する。なお、同通知後から落札決定までの間で、新たに同系列会社の基準に該当することとなった場合は、同要綱第24条第1項に基づき、その者のした入札を無効とする。

同様に、事後審査型入札においては、同要綱第21条第2項に基づく競争参加資格要件不適格通知書により、競争参加資格がない旨の通知を落札候補者に行い、その者のした入札を無効とする。

ただし、同系列会社に該当する者が、基準に該当する事に気づき、一者を除く全てが入札に参加しない（事前審査型入札は競争参加資格確認申請書の取下げ、事後審査型入札は入札参加申込書の取下げ又は入札不参加）場合には、残る一者の入札は無効とはしない。

共同企業体の場合、系列関係がある会社同士が、互いに別の共同企業体の構成員同士である場合は、いづれか1企業体のみの入札参加とする。（系列関係がある会社同士が、同一の共同企業体に含まれている場合は、入札参加可能。）

また、系列会社の関係にある入札参加希望者が、本通知を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、談合と解さない。

（2）指名停止に関する取り扱い

前記3に違反して、虚偽等により入札を行い、落札に至った者及びその入札に参加した同系列会社に該当する者は指名停止措置の対象とする。

5. 系列会社に関する有資格業者からの照会・確認への対応について

（1）有資格業者から自らの入札参加資格に関し、系列会社としての該当・取扱い状況につい

て、各発注機関に照会・確認があった場合は、当該者の関係するデータについてのみ、閲覧方式又は文書により回答するものとし、電話による回答は行わないものとする。

（2）閲覧の際は、当該者の身分証明書又は名刺等により所属・役職を確認したうえで、閲覧に供するものとする。

6. 系列関係に変更を生じた場合の取り扱い

有資格業者が系列関係に変更（新規該当、非該当、届出内容の変更）を生じた場合は、速やかに「系列会社についての変更届出書」を長崎県土木部（建設企画課）ホームページ上から、電子申請により届け出ること。

7. 適用日

本取扱いについては、平成18年4月1日以降に入札公告又は執行通知を行う入札から適用する。

本取扱いについては、平成21年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知する建設工事から適用する。

本取扱いについては、平成23年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知する建設工事から適用する。

本取扱いについては、令和9年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知する建設工事から適用する。